

職場のトラブルは

労働者の皆さん
使用者の皆さん

労働委員会にご相談ください！

解決!!

解雇

パワハラ

賃下げ

配置転換

雇止め

休暇取得



労働委員会では、職場での悩みや労働者と使用者との間で生じたトラブルの相談を受け付けています。
お気軽に専用ダイヤルまでご相談ください。

～働くあんしんサポートダイヤル～

0985-26-7538

(平日8:30~17:15)

無 料

秘密厳守

公正・中立

【お問い合わせ】

宮崎県労働委員会

〒880-0805 宮崎市橘通東1丁目9番10号(県庁3号館6階)

TEL:0985-26-7262

FAX:0985-20-2715

E-mail:rohdohi@pref.miyazaki.lg.jp



◇労働委員会の特色と主な役割◇

労働委員会とは

労働委員会とは、労働者個人又は労働組合と使用者との間で生じた紛争を解決するための公正中立な県の行政機関です。

公益を代表する「公益委員(弁護士等)」、労働者を代表する「労働者委員(労働組合役員等)」、使用者を代表する「使用者委員(経営者団体の役員等)」の公・労・使各側5名、計15名の委員で構成されています。

公正・中立

簡易・迅速

秘密厳守

労働相談の受付

- 労働者の方、使用者の方、双方から受け付けています。
- 電話相談のほか、メール、FAX、面接相談も受け付けています。
- 相談は無料、秘密は厳守します。
- 受付時間は月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)の午前8時30分から午後5時15分までです。

労働者と使用者の紛争解決(あっせん)

- 個々の労働者と使用者との間で生じた、労働条件などをめぐるトラブルについて、当事者同士での解決が困難な場合、労働委員会(あっせん員)が労使の間に立ち双方の主張を確認し、公正・中立な立場から妥協点を見つけ出し、解決に向けたお手伝いをします。

相談とあっせん Q&A

Q1 : 労働委員会が行う相談の良いところは何ですか？

A : 労働委員会が行う労働相談は、相談を受けた時だけではなく、相談後も了解いただければ必要なフォローを行うなど、親切丁寧な対応に努めています。

Q2 : 職場には内緒で相談したいのですが…

A : 大丈夫です。相談に際しての秘密は必ず守ります。

Q3 : 正社員ではなく、パートやアルバイトなのですが、労働相談や「あっせん」を利用できますか？

A : パートやアルバイトの方でも可能です。お気軽にご相談ください。

Q4 : 「あっせん」のメリットは何ですか？

A : 労働委員会のあっせんは、当事者から事情をお聞きしながら、双方の歩み寄りによって、紛争を解決に導くものです。あっせん員がお互いの主張を聞いた上で、妥協点を探りながら解決に導く方式で、当事者が納得し、あっせん案を受け入れれば、労使関係が良好に保たれることにつながります。
また、あっせんは非公開で実施されるため、外部に公表されることはなく、費用も無料、手続きも迅速に行います。(目安として「30日」)

※詳しくは、宮崎県労働委員会のホームページをご覧ください。



宮崎県労働委員会

検索



←スマートフォン用QRコード
(当委員会のHPが表示されます)